

平成30年度第2回松戸市入札監視委員会 議事録

1. 日時 平成30年10月26日（金曜日） 午前9時30分から午前11時
2. 場所 松戸市役所 新館5階 市民サロン
3. 出席者 <委員> 本多委員長・西山副委員長・浅尾委員
<事務局> 宮間財務部長・河邊財務審議監
石井契約課長
<審議案件担当課> 建築保全課・下水道整備課・和名ヶ谷クリーンセンター
街づくり課・固定資産税課・道路建設課

4. 傍聴人 1人

5. 議題

- 1 会議録署名人及び審議案件抽出委員選出
- 2 入札及び契約の手続の運用状況報告
- 3 指名停止の運用状況報告
- 4 抽出事案審議

6. 議事の概要

(1) 会議録署名人及び審議案件抽出委員選出

今回の会議録署名人及び次回の審議案件抽出委員に西山委員を選出した。

(2) 委員会の傍聴について

委員会の承認により、傍聴人のある場合は傍聴を認める。

(3) 対象案件の確認

水道事業・病院事業も審査対象とした。

(4) 入札及び契約の手続の運用状況報告

発言者	発言内容
本多委員長 契約課長 本多委員長	議題2の入札及び契約の手続の運用状況報告を議題とさせていただきます。 事務局より説明をお願いいたします。 (入札及び契約の手続の運用状況報告について資料を基に説明) ただいまの報告について、何かご質問はございますか。 ないようですので、それでは次の議題3の指名停止の運用状況報告に移ります。 事務局より説明をお願いいたします。

(5) 指名停止の運用状況報告

発言者	発言内容
契約課長	(指名停止の運用状況報告について資料を基に説明)
本多委員長	ただいまの報告について、何かご質問、ございますか。
浅尾委員	この1番の事例というのは、再度発注手続をやり直したということになりますか。
契約課長	再発注の手続をさせていただきました。
浅尾委員	それはどれぐらいかかったのですか。
契約課長	また最初からやり直しですので、詳しい期間は聞いていないのですが、二、三週間は、通常かかるのではないかと。
浅尾委員	じゃあ、その分ちょっと遅れたというところはあるということですね。わかりました。
本多委員長	ほかに何かご質問、ございますか。 ないようですので、それでは次の議題に移らせていただきます。 次は、議題4の抽出案件の審議ですけれども、まず、事務局より説明をお願いいたします。

(6) 抽出事案審議

発言者	発言内容
契約課長	それでは、事務局より、ご説明をさせていただきます。 審議案件の審査に入ります前に、最初にお伺いさせていただきたいと思います。 審議案件につきまして、件数が7件ほどございますが、1件ごとに資料の説明をした後、審議をしていただく形によろしいでしょうか。
本多委員長	はい、結構です。
契約課長	それでは、審議案件につきまして、ご説明をさせていただきます。 (審議案件1について資料を基に説明)
本多委員長	それでは、審議を開始します。 1件目の案件について、ご質問はございますか。
西山委員	ないです。
本多委員長	浅尾委員、お願いします。

浅尾委員	これは、学校ごとに、電気設備アスベスト対策電気設備工事という こと出されているということなのですか。
契約課長	はい。
浅尾委員	もう少しまとめて出せないかとか思ったりもするのですが、それ ってどうなのですか。
建築保全課	建築保全課より回答させていただきます。 学校の現場ですので、大変限られた期間の中の施工となります。 今回の和名ケ谷中学校、それ以外にも何校か同じようなアスベスト の対策というのをやっているのですけれども、長期の休みは夏休み しかなく、夏休み期間で、1事業者で複数の施工をするのはなかなか 難しいと考えまして、こういった発注の仕方をさせていただいて いるところでございます。
浅尾委員	わかりました。
本多委員長	それでは、あと、私から1点質問させていただきます。 この電気工事の格付というものについて、もう少し具体的にご説 明いただきたいのですけど。
契約課長	松戸市の競争入札に参加する場合には、入札参加業者の登録をす るようになってございます。この業者登録につきましては、2年に 一遍の切りかえで実施をさせていただいております。ただ、その有 効期間内に随時の申請も受付をさせていただいております。これは 月ごとに受付をさせていただいております。 なお、現在の入札参加の有効期間につきましては、平成30年度、 31年度の2カ年度間ということになってございます。 こちらの申請をしていただいた中で、建設工事の申請を上げてい ただいた業者につきましては、経営事項審査等、必要な書類を出し ていただきまして、その中で工事の業者の規模、施工能力等に応じ まして、A、B、Cのランクを付与させていただいております。 一般的に申し上げますと、Aランクの業者は、一定金額以上の入 札の対象業者になります。例えば、500万以上とか、それ以上の工 事の入札参加の申し込みができるというような形になってございま す。Bランク、Cランクの業者につきましても、おおむね、そのよ うな区分が決まっております。 今回の案件につきましては、設計金額は1,470万9,600円というこ

	<p>とでございまして、この金額ですとAランクの業者の対象工事ということになりますので、Aランクの業者で発注させていただく、条件設定をさせていただいたということになります。</p>
本多委員長	<p>Aランクの業者が、この表でいきますと、この対象事業者数の9者ということになるのでしょうか。</p>
契約課長	<p>はい。Aランクの松戸市内に電気工事で本店を有する、事業者は9者でございました。対象業者数は9者ということになります。</p>
本多委員長	<p>その9者が、いずれもその10年以内に、1回は松戸で工事をしていくということですか。</p>
契約課長	<p>はい。実績の要件につきましては、この9者、実績の要件を有してございます。</p>
本多委員長	<p>ちなみに、Bランク、Cランクというのは、もっと規模が小さいということになるのですか。</p>
契約課長	<p>規模が小さかったりとか、あと、工事の実績が少なかったりとか、そういうような理由等でBランクになってしまうという場合もございます。</p>
本多委員長	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
契約課長	<p>なお、補足ですが、11ページにこの入札の経過につきまして、資料のほうを添付させていただいております。</p>
本多委員長	<p>この入札の結果とか経過についても、ご質問あったらさせていただいてもよろしいですか。</p>
契約課長	<p>はい。</p>
本多委員長	<p>何か、ご質問はありますか。</p>
浅尾委員	<p>浅尾委員。</p>
浅尾委員	<p>先ほどのそのAランクとかの話なんですけど、幾ら以上Aランクという、その辺のルールって決まったものって、何かあるのですか。</p>
契約課長	<p>規則がございまして、松戸市建設工事制限付き一般競争入札入札参加資格要件設定基準という基準をお配りさせていただいております。こちらの第4条につきまして、等級の定めがございまして、この4条を受けまして、もう一つ、事前にお配りさせていただきました松戸市建設工事指名業者選定基準、こちらを準用するようになっておまして、こちらの第2条の表組みのところをごらんいただけま</p>

	<p>すでしょうか。</p> <p>そうしますと、工事の種類ごとに分かれております。それに伴ってA、B、C、それぞれの格付に応じた発注金額の上限または下限を決めさせていただいております。</p> <p>ただ、第2項のほうで、特殊な要件等ある場合につきましては、必ずしもこの表だけで全てというわけではございませんが、原則、基本的にはこの表に準じて発注の手続をさせていただいております。</p> <p>今般、電気工事でございますので、この表の一番右側のところになります。土木、建築、舗装、造園以外の建設工事、こちらに電気工事ですので、該当するようになります。</p> <p>それで、等級のところを見ますと、Aランクは500万円以上ということで、今回、1,500万近い予定価格でございます、Aランクで、今回、発注の条件設定をさせていただきました。</p>
浅尾委員	<p>Aランクが500万以上で、Bが4,500万以下ってなっているじゃないですか。これってどういう意味なんですか。</p>
契約課長	<p>施工能力とか、あと、会社の規模とか、そういうところを勘案しております。</p> <p>一応、上限としまして、4,500万ということで決めさせていただいてございます。</p>
浅尾委員	<p>Aランクは上限がないという意味合いなんですか。</p>
契約課長	<p>一応、Aランクにつきましては、500万円以上ということで、おおむね松戸市の、通常の発注の場合ということになるかと思います。500万以上ということで設定をさせていただいております。</p>
本多委員長	<p>そうですね。確かに、この表が、ぱっと見ただけではわかりづらいところがあるかと思うのですけれども、私からご質問させていただきますと、Aが500万円以上でCが500万円未満、これのどちらかに入ってしまうわけですね、全業者が。</p>
契約課長	<p>そうです。この中に入ります。</p>
本多委員長	<p>その中で、Bというのは、AにもCにも当たる業者の中から4,500万円以下ということで、AとB、またはBとCに当たる各業者は、2つに当たるということになりますか。</p>
契約課長	<p>案件によりまして、Aランク、Bランクを条件とするような発注も過去にはございます。工事の内容とか、期間、規模、このような</p>

	<p>ことも勘案しました上で、この発注基準に沿うような形で条件の設定をさせていただいております。工事現場一件一件、条件が違ったりとか、先ほどの学校の関係ですと、長期の休み期間といっても夏休みの1カ月半ぐらいの中で、主に工事を施工しなければいけないとか、条件がいろいろ、その現場ごとによって異なってまいります。その条件に合うような形で、施工を十分、安全に施工できる業者から申し込みをいただきたいということも勘案した上で、ランクの条件づけをさせていただいております。</p>
本多委員長	<p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>ほかに。</p>
西山委員	<p>ランクを決定するときは、基本的に、書面審査ということで決定するわけですか。</p>
契約課長	<p>工事担当課から原案が上がってまいります。その原案につきまして契約課で内容を確認し、発注の条件設定をさせていただいているところでございます。</p>
本多委員長	<p>ほかに何かご質問、ございますか。</p> <p>ないようでしたら、審議に移りますが、この1件目の案件についてはいかがでしょうか。</p>
両委員	<p>特にないです。</p>
本多委員長	<p>特に問題ないということよろしいですか。</p> <p>それでは、これは問題ないということで、2件目に移らせていただきます。</p> <p>まず、説明をお願いいたします。</p>
契約課長	<p>(審議案件2について資料を基に説明)</p>
本多委員長	<p>それでは、今の説明について、何かご質問ございますか。</p> <p>西山委員、お願いします。</p>
西山委員	<p>4の金額の部分のところなんですけど、調査・失格基準価格の設定基準というのは、こういった形でこの金額を設定しているのか、教えていただきたい。</p>
契約課長	<p>調査・失格基準価格についてでございますが、松戸市のほうでダンピングの防止等を目的といたしまして、不当に低い金額の入札を排除するような仕組みを設けてございます。こちらのダンピングの仕組みについてですが、規則を設けてございまして、そちらの規則</p>

に基づきまして、計算させていただいております。あらかじめお配りさせていただいております規則の8番「松戸市低入札価格調査実施要綱」をごらんいただけますでしょうか。

この中で調査基準価格につきましては、第4条に計算の方法を定めてございます。

簡単に第4条、該当する部分を読み上げさせていただきますと、「調査基準価格は、次の各号により算出した額（1円未満端数切捨て）とする。」。次に1号「調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税及び地方消費税を加算した額とする。ただし、その額が予定価格に100分の90を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に100分の90を乗じて得た額とし、予定価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に100分の70を乗じて得た額とする。なお、算出にあたっては別表第1に留意するものとする。」となっております。

実際の計算方法につきましては、その下に記載があるとおおり、工事の予定価格を算出する際に設計図書という金額計算書を作成いたします。その中の大きな項目といたしまして、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の4項目に大別されます。それに基づきまして、アのところで規定がありますように、「直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額」、次に「共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額」「現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額」「一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額」、それぞれ、金額をこの項目ごとに算出いたしまして、合計いたします。その合計金額が予定価格の100分の90を超える場合には100分の90、100分の70に満たない場合には100分の70になります。この金額が調査基準価格になります。

なお、失格基準価格につきましては、第5条に記載をさせていただきます。第5条の1号でございますが、「失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額（1円未満端数切捨て）の合計額を設計金額から消費税及び地方消費税を除いた額で除した割合（小数点以下第2位切捨て）に予定価格を乗じて得た額（1円未満端数切捨て）とする。なお算出にあたっては、別表1に留意するものとする。」ということで、先ほどの調査基準価格と同

<p>本多委員長</p>	<p>様に、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、それぞれの項目に、こちらに記載されております割合を乗じまして出てきた金額、これを税抜きの手当価格より割合を計算いたしまして、その割合を手当価格に掛けまして、算出するという形になっております。</p>
<p>契約課長</p>	<p>私から質問させていただきます。</p> <p>今の調査・失格基準価格なんですけれども、例えば、この案件でいいますと、一見すると、ぱっとはわからないのですが、税込みということですか。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>そうです。次の13ページをごらんいただけますでしょうか。</p> <p>入札の経過書のほうの一番下段の（4）のところに記載させていただいているのですが、低入札調査基準価格ということで、税抜き・税込みの金額、それぞれを記載させていただいております。</p> <p>それで、最初に申し上げればよかったのですが、入札につきましては、税抜き金額で入札していただきます。契約時に消費税を加算して、契約をするという形になってございまして、とりあえず、税抜き金額で入札していただいたものと税抜き金額の調査基準価格を照らし合わせるという形になります。</p>
<p>契約課長</p> <p>本多委員長</p>	<p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>ほかに何かご質問、ございますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、この案件の審議に移らせていただきます。</p> <p>この審議について何か、問題点とかご意見ございますか。</p> <p>これは、では、特に問題ないということでもよろしいですか。</p> <p>それでは、案件2も問題なしということで。</p> <p>では、3件目に移らせていただきます。ご説明を、まずお願いいたします。</p> <p>（審議案件3について資料を基に説明）</p> <p>まずは、今のご説明に対して、質問はございますか。</p> <p>私から1点、質問させていただきます。</p> <p>対象事業者数が31者に対して、資格審査申請者数が2者というのは、非常に少ないように思うのですが、これは何か事情が、理由というのは、わかるのでしょうか。</p>

契約課長	こちらのほうからは。
本多委員長	結果的にこうなったということでしょうか。
契約課長	<p>業者に聞くのも立場上、難しいところはありまして、業者にそこから辺の問題は聞いてはございません。こちらといたしましては、対象事業者数が31者ございますので、十分、競争性の確保はできる条件設定をさせていただいたと考えてございます。</p> <p>その実績要件につきましても、対象事業者数31者がそれぞれ持っておりましたので、過不足はないと考えていました。結果的に2者になってしまったところではございますけれども、なかなか、業者の事情、例えば、手持ちの工事の状況だとか、この工事に担当させる技術者さんのやりくりとか、業者側の事情があったのかなという推測はできるのですけれども、一応、市としましては、競争の実が上がるような形で、条件につきましては、対象事業者数含めて、競争性の確保をさせていただいたとは考えてございます。</p>
本多委員長	<p>わかりました。</p> <p>ほかに何か、ご質問は。</p> <p>浅尾委員。</p>
浅尾委員	これ、仮に1者だったときって、どうなるのですか。
契約課長	<p>入札公告の条件の中で、公告文の中にあらかじめ1者の場合には、入札を中止する旨の記載があります。1者入札につきましては、いろいろ、是非の議論があらうかと思えます。松戸市としましては、今のところ、1者入札につきましては認めていないという形で、契約事務を処理させていただいているところでございます。</p>
本多委員長	ちなみに、中止となっても工事はしなきゃいけないので、それはその後はどうなさるのですか。
契約課長	<p>中止した場合の手續につきましては、その工事の状況によりまして、変わる場合がございますが、一番オーソドックスなものは、条件等の見直し、工事内容につきまして、何か役所のほうの思い違いないかとか、内容の再確認をいたしまして、条件等も検討いたしました上で、再度、一般競争入札で発注するという場合もございません。</p>
本多委員長	<p>わかりました。</p> <p>西山委員、お願いします。</p>

西山委員	<p>入札の申し込みをしてもらう際に、ある程度、行政のほうで想定する申請者数とか、見込みで、この業者数であれば、この申請者数ぐらいはあるだろうといった見込み、あると思うのですが、それと余りにもかけ離れている場合には、やはり、資格要件とか見直さなければいけないということも検討しなければいけないということが、今後あるのかなと思うのですが。</p>
契約課長	<p>都度都度、そのような事態が発生する場合には、そういうところも検討していかなければいけないかなと考えてはいるところなのですが、おおむね、5者から10者程度の対象業者が確保できれば、競争性につきましては、確保できているというふうには考えておりましたが、なるべく競争が行われるような形での条件設定を検討した上で、発注はさせていただいております。</p>
本多委員長	<p>ほかに何かご質問、ございますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、この3件目の案件の審議に移らせていただきます。</p> <p>この案件については、いかがでしょうか。</p> <p>問題なしということでよろしいですか。</p> <p>では、この案件についても問題なしということで、次に進めさせていただきます。</p> <p>4件目のご説明をお願いいたします。</p>
契約課長	<p>(審議案件4について資料を基に説明)</p>
本多委員長	<p>まずは、随意契約につきましては、この別紙の理由のところが重要だと思いますので、いま一度確認したいと思います。</p>
契約課長	<p>随意契約の理由書、17ページから19ページまで3ページにわたってございます。</p> <p>随意契約の主な項目といたしまして、17ページ、下から5行目にあります、設備面につきましてはの点が1点、次の18ページ中段にございますように、機能面（ソフト面）におきまして、こちらのほうが1点、下段のほうにまいりまして、3番目といたしまして、施設稼働（ごみ処理計画）等につきましてはの点から1点、大きく分けて、この3点でございます。</p> <p>17ページ、設備面に記載させていただいておりますが、本施設につきましては、このプラント関係につきましては、それぞれの施設</p>

<p>本多委員長</p> <p>浅尾委員</p>	<p>におきましてプラントメーカーごと、各社独自のノウハウにつきまして建設をされているところでございます。</p> <p>本工事につきましては、新設の工事とは異なりまして、改修するというところがございます。改修する設備のうち、設備の一部を残し接合する必要があるなど、既存設備に適合させる必要等がございます。</p> <p>このようなことから、この設備の製作、工事実施について、施設の構造を詳細に把握していること、設備・機器の図面等の保有、このようなものにつきましては、知的財産にも位置づけられることから、当該事業者を相手方とさせていただいています。</p> <p>2番目の機能的な面についてでございますが、この施設につきまして、全体を誤りなく稼働させるためには、コンピューターを利用した自動運転制御というもので実施をさせていただいています。この自動運転制御につきまして、当該事業者のノウハウが結集された知的財産に位置づけられていることから、当該事業者の選定をさせていただいておるということでございます。</p> <p>また、3番目の施設の稼働につきましては、本施設につきましては、炉が複数ございます。この工事に当たりまして、全部、一遍にやるのではなくて、現状の稼働をしながらという形になりますので、1炉ずつ施工をしていくという形になります。こちらの炉の整備の期間につきましては、ほかの整備やほかのクリーンセンター等の実施の状況等を勘案いたしまして、1炉当たり3カ月間程度ということで、制約を受けるような状況でございました。この期間内に実施できるのが当該事業者ということで、当該事業者の選定をさせていただいたところでございます。</p> <p>要約させていただきましたので、細かいところにつきましては、説明不足のところもあろうかとは思いますが、おおむね、随意契約の理由といたしましては、このような形になろうかと思えます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>では、質問、何かございますか。</p> <p>浅尾委員、お願いします。</p> <p>設備の全面更新をするために、1炉ごとの整備期間3カ月ということをおっしゃっているのですが、この3カ月というところの理由を、</p>
--------------------------	--

<p>和名ヶ谷クリーンセンター</p>	<p>もう少し詳しく教えていただけますか。</p> <p>この工事の期間でございますけれども、毎年、必ず実施しなければならない定期整備工事というのがございます。これは毎年やっておりますので、かなりの回数やっております。この定期整備には、必ず1カ月程度かかっております。これに加えまして、今回の強じん化整備工事というのは、さらに大規模な部分を改修していきます。これも、この日立造船というプラントメーカーと、工程等を協議しまして、最低でも3カ月はかかるということで、3カ月見ております。これをほかの業者で行うとなつた場合には、詳細な図面から起こしていく。日立造船は建設した業者でございますので、図面は保有していますが、そこからやりますと、ほかの業者でいくと3カ月以上必ずかかってしまうということから、日立造船と、今回は随意契約で行ったものでございます。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>ほかに何かご質問、ございますか。</p> <p>私から1点、質問させていただきます。</p> <p>この別紙記載の随意契約の理由を拝見しますと、日立造船以外では不可能だというふうに書いてあるのですが、そうなりますと、この契約金額というものの適正さの担保って、どういうふうになされるのでしょうか。</p>
<p>和名ヶ谷クリーンセンター</p>	<p>こちらの工事なんですけれども、工場自体が、それぞれ、同じような工場、日本中にありますけれども、それぞれの工場ではほぼオーダーメイドのような形で建設されております。</p> <p>そのようなことから、この工事に際しまして、コンサル業者に委託、計画支援ということでコンサル業者に委託しております。そのコンサルのほうで積算しておるのですが、積算につきましては、今回の工事は、環境省の交付金事業となりますので、環境省の交付金の取扱要領という中に積算方法が明確に規定されておりますので、その積算方法を利用しまして、積算したものでございます。</p> <p>その結果、コンサルの積算では、まず、日立造船からオーダーメイドですので、どうしても積算できない、部品の金額が出ない部分がありますので、見積もりを徴して、総額で12億2,040万円という見積もりが出ておりました。</p>

<p>本多委員長</p>	<p>中身をコンサルで査定しまして、10億5,084万円ということで、見積もり金額の82%になりますが1億5,000万、こちらの金額も予算額等の兼ね合いもございまして、これは当センターのほうでさらにこの金額を査定して、10億円以下ということの設定、予定価格の設定をさせていただいて出したものでございます。</p> <p>ほかに何か質問、ございますか。</p> <p>もう1点、私から質問させていただきます。</p> <p>備考欄に松戸市議会6月定例会議決案件と書いてありますけれども。</p>
<p>契約課長</p>	<p>地方自治法の定めによりまして、一定金額以上の建設工事等の契約につきましては、市議会の承認をいただくような形となっております。松戸市の場合、2億3,000万円以上の工事につきましては、市議会に、議案として提出しまして、市議会の審議を受けまして、承認していただくという必要がございます。</p> <p>本案件の工事につきましては、予定価格が9億9,997万2,000円ということで、市議会に提案する2億3,000万円を超えております工事案件でございましたので、本年の6月の市議会に提案をさせていただきまして、市議会のご承認をいただいた案件ということでございます。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>そうしますと、この市議会にかけるのは、2億3,000万円を超えたら自動的に、全件、かけるということですか。</p>
<p>契約課長</p>	<p>はい。2億3,000万以上の工事につきましては、全件かけるという形になります。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>わかりました。ありがとうございます。</p> <p>ほかに何かご質問、ございますか。</p> <p>ないようですので、審議に移らせていただきます。</p> <p>この案件については、いかがでしょうか。</p> <p>問題ないということでよろしいですか。</p> <p>では、この4件目の契約も問題ないということで。</p> <p>次に、5件目の説明をお願いいたします。</p>
<p>契約課長</p>	<p>(審議案件5について資料を基に説明)</p>
<p>本多委員長</p>	<p>ただいまの説明について、何かご質問、ございますか。</p> <p>浅尾委員、お願いします。</p>

浅尾委員	これ、条件設定で対象事業者数が10者というところですが、この辺も、10者と違って、何か目安的なものというのはあるのですか。
契約課長	松戸市の財務規則におきましては、財務規則の条項の中で、指名競争入札の場合なんですけど、5者以上という規定がございます。また、入札の経過、競争の実を出すためにも、5者では不足ということもございますので、おおむね10者程度は確保するような形で条件の設定はさせていただいております。
本多委員長	<p>ほかに何かご質問、ございますか。</p> <p>それでは、また、私から1点、質問させていただきます。</p> <p>先ほどから、一般競争入札の案件ですと、過去10年以内に実績があることという要件が入っているのですが、そうすると、なかなか、逆に参入しづらいということになってしまうと思うのですが、その辺は、もっと規模の小さい工事で実績を積むようなことになるのでしょうか。現実的にはどうやってこの要件を最初は満たしていくことになるのですか。</p>
契約課長	<p>まず、一般競争入札ということでございますので、我々といたしましては、競争性の確保をまず考えます。そのほかに、最終的にダンピングに近いような形で受注されても、工事がきちんとできないおそれがございます。また、それ以外に不良不適格業者、要するに、その工事が実際にできるかどうかわからない、能力がないものに参加されても困るところもございまして、工事の目的物をきちんと仕上げていただく必要がございます。その確保のために、実績の要件というのを設定させていただいております。</p> <p>内部の基準に基づきまして、その実績の要件の設定につきましては、おおむね、10年をめぐりということ、決めさせていただいております。10年以内の実績を求めるという形で、通常の場合の発注はさせていただいております。</p> <p>ご質問にありますように、その要件に満たない業者さんは、というところはあるかと思えます。市のほうにおきましても、全部ではないのですが、建設工事などにおきましては、年に何件か、実績を問わないような形での発注をさせていただく場合もございます。そのような中で、実績の取得等をできるような形でということも、</p>

本多委員長	あわせて考えては処理させていただいているところがございます。
西山委員	<p>あと何かご質問、ございますか。</p> <p>西山委員、お願いします。</p> <p>今の質問に絡むところなんですけども、過去10年といいますと、業者にしても、年々、社歴が重なって従業員の方も高齢化など、問題が出てくると思うのですけども、そうすると、工事の品質とかに問題が出てくる可能性もあると思うのですけども、その辺の手当てとか、若手の育成とか、その辺を評価に加えたりとか、ということはあるのでしょうか。</p>
契約課長	<p>先ほど申し上げましたが、松戸市の入札に参加するに当たりましては、2年に一遍の入札参加申請を上げていただくとお話をさせていただきました。格付をする際の評価項目の一つといたしまして、若手の雇用というのを入れております。</p> <p>そのような形で、若手の雇用に関しての手当てはさせていただいております。</p>
本多委員長	<p>ほかに何かご質問、ございますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、審議に移らせていただきます。</p> <p>この案件についてはご意見、いかがでしょうか。</p> <p>問題ないということでよろしいですか。</p> <p>5件目も問題ないということにさせていただきます。</p> <p>次に、6件目の案件の説明を、お願いいたします。</p>
契約課長	(審議案件6について資料を基に説明)
本多委員長	<p>何かご質問、ございますか。</p> <p>西山委員、お願いします。</p>
西山委員	<p>23ページの入札結果及び経過書の部分なんですけれども、落札したアジア航測株式会社が、ほかの3者に比べて大きく入札額が約500万円ほど低い金額で落札しているのですけれども、この業者さんが大きく落札価格を下げられた要因というのは、どのあたりにあるのかというのはわかりますか。</p>
契約課長	<p>これにつきましても、業者さんに直接聞くわけにはいかないところで、推測というふうにはなろうかとは思っているのですけれども、本案件につきまして受注意欲が非常に高かったということと、指名競争</p>

	<p>入札ですが、入札の結果が出るまで、どのような業者が入札に参加しているかはわからないようにしております。ですので、潜在的な競争が、その段階でかかっていたと考えられます。</p> <p>そういう中で、本業務につきまして、この当該事業者さんにつきましては、受注意欲が高かったということで、その競争性を特に意識した結果ではないかなと考えております。</p>
本多委員長	<p>浅尾委員。</p>
浅尾委員	<p>参加資格のところ、「補償：土地調査に登録」とありますが、補償の中に幾つか、また部門があるというイメージなんですか。</p>
契約課長	<p>補償コンサルタントという中には、何点か部門がございまして、その中の調査のところに登録をされている。</p>
浅尾委員	<p>土地調査部門というのは、どういうことをやる部門というイメージなんですか。</p>
固定資産税課	<p>本業務におきましては、不動産鑑定士によって鑑定していただいた市内700を超えるポイントの鑑定地点、このポイントの鑑定結果が、松戸市全域の道路に路線価を付設するという、そういった業務が根幹となっております。</p> <p>今お尋ねの土地調査の内容についてですが、その標準宅地の価格から路線価を付設するに当たりまして、さまざまな要因を集計・調査することで、基準を固める必要がございます。そういったデータの収集・検証等含めたものを土地調査ということで、今回、依頼する対象部門とさせていただきます。</p>
浅尾委員	<p>その土地の評価のための形とか、そういったところの分析とか、そういう意味合いを土地調査というような規定ということですか。</p> <p>わかりました。</p>
本多委員長	<p>それに関連して、私から質問させていただきたいのですが、そもそも、この補償コンサルタントという言葉が、一般的にはわかりづらいのですが、どういった業種、仕事内容をしていらっしゃるか、教えてください。</p>
契約課長	<p>国のほうで、コンサルタントの登録規定というのがございまして、その中に補償コンサルタントの登録の規定がございます。補償コンサルタントと書いてありますように、例えば、市が工事をやる前に、影響が、振動とかいろいろな形で影響がいく場合もございま</p>

<p>本多委員長</p>	<p>す。事前に影響が及びそうな住民の方のお宅を調査させていただきまして、その工事の施工後にも、また調査をさせていただいて、何か被害があったのか、なかったのかとか、事業の損失補償の関係の業務を行ったりとか、先ほどのこの関係での土地の調査とか、そういうのを行うコンサルタントの業務の部門でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>ほかに何かご質問ございますか。</p> <p>それでは、審議に移らせていただきます。</p> <p>この案件についてご意見、ございますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>こちらの6件目も問題なしということで、結論づけさせていただきます。</p>
<p>契約課長</p>	<p>では、最後の7件目の案件の説明を、まず、お願いいたします。 (審議案件7について資料を基に説明)</p>
<p>本多委員長</p>	<p>何か質問、ございますか。</p> <p>私からまず1点、質問させていただきます。</p> <p>これも随意契約ということで、ほぼ最初から、ここの財団法人ですか、こちらにしか頼めないというような状況かと思うのですが、この金額の公正さはどのようにして担保されているのでしょうか。</p>
<p>道路建設課</p>	<p>設計段階については、千葉県で作成しております用地事務提要というものの第14にある物件調査等業務積算基準というのがありまして、こちらに基づいて決定しております。この基準自体は、国土交通省の関東地方整備局がホームページで公表している用地調査等業務積算基準、これに基づいて作成されているものになりますので、適正であると考えております。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>ほかに何かご質問は、ありますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>では、審議に移らせていただきます。</p> <p>この案件についてご意見、いかがでしょうか。</p> <p>問題はございませんか。</p> <p>7件目についても問題ないということで、決定させていただきます。</p>

<p>契約課長</p> <p>本多委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で、今日の案件は全て審議を終えましたので、これで終了とさせていただきます。</p> <p>事務局から何か、連絡事項がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>契約課長</p>	<p>審議、お疲れさまでございました。</p> <p>事務局から連絡事項を申し上げさせていただきます。</p> <p>第3回目の委員会の日程調整を行います。委員会終了後、事務局から各委員の日程についてお伺いをさせていただきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>本日は、貴重な審議をいただきまして、ありがとうございました。</p>
<p>本多委員長</p>	<p>これで終了させていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>